

馬入ふれあい公園  
指定管理者業務内容説明書

令和 7 年 6 月  
平 塚 市

## 業務内容説明書目次

|    |                             |    |
|----|-----------------------------|----|
| 1  | 基本的事項                       | 1  |
| 2  | 施設の概要                       | 1  |
| 3  | 法令等の遵守                      | 4  |
| 4  | 施設の管理運営に関する事                | 4  |
| 5  | 施設の維持管理に関する事                | 7  |
| 6  | 施設の利用調整に関する事                | 11 |
| 7  | 事業の実施に関する事                  | 11 |
| 8  | 経費等について                     | 11 |
| 9  | 書類の作成及び提出                   | 11 |
| 10 | 管理運営状況のモニタリング               | 12 |
| 11 | 管理運営の状況について実地調査等            | 12 |
| 12 | 情報公開・個人情報の保護に関する事           | 13 |
| 13 | その他の事項                      | 13 |
| 14 | 当初想定されていない問題点が発生した場合の対応について | 13 |
| 15 | 指定管理者の管理開始に係る準備             | 14 |
| 16 | 協議                          | 14 |

### 別紙

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 馬入ふれあい公園指定管理業務の種類及び内容説明 | 15 |
|-------------------------|----|

### 施設図面

- ① 馬入ふれあい公園 施設平面図
- ② ひらつかアリーナ地下平面図
- ③ ひらつかアリーナ1階平面図
- ④ ひらつかアリーナ2階平面図
- ⑤ 馬入サッカー場管理棟平面図
- ⑥ シャワー棟平面図
- ⑦ 多目的棟平面図

# 馬入ふれあい公園 指定管理者業務内容説明書

この業務内容説明書は、馬入ふれあい公園の指定管理者を募集及び選定するにあたり、当該施設の管理運営を行う上で確保すべき水準を示したものであり、指定管理者が行う管理運営の具体的な手法を指定するものではありません。

ただし、項目によっては指定管理者が遵守、実施すべき事項も含んでいますので御留意ください。

## 1 基本的事項

### (1) 施設の目的

「馬入ふれあい公園」は、相模川堤内外を一体とした運動公園として整備され、スポーツ、レジャーの拠点形成するものです。公園内施設である「ひらつかアリーナ及び馬入サッカー場」は、体育施設としての機能を第一としながら多目的に利用され、子どもから大人まで生涯にわたって気軽にスポーツを楽しみ、市民が集い交流できる施設としての機能を最大限に発揮するため、市民への利用の提供を図ることを目的としています。馬入サッカー場は、平塚市がサッカーを中心としたスポーツ振興事業を総合計画に掲げ、様々なイベントによる地域交流の活性化を図り、サッカーを中心とした生涯スポーツの振興を図ることを目的としています。

### (2) 施設管理運営の基本方針

- ア 公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行い、特定の利用者に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- イ 施設の目的に沿って、安定した管理運営に努めること。
- ウ 施設の効用を最大限に発揮し、管理水準や利用者サービスの向上及び利用促進につながるような管理運営に努めること。
- エ 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- オ 個人情報取り扱いについては、平塚市都市公園条例（昭和36年条例第33号。以下「条例」という。）第21条の3の指定管理者が行う「管理の基準」に基づき、適切な管理を行うこと。
- カ 利用者の意見、要望等を把握し、管理運営に反映させること。

## 2 施設の概要

### (1) 名称

馬入ふれあい公園

(2) 所在地

平塚市中堂 2 4 6 - 1

(3) 施設の内容

ア 都市公園部分

公園敷地面積 102,487.93 m<sup>2</sup>

※ 駐車場のほか中央広場やはらっぱ等オープンスペースを確保し、外周に防火樹林帯としての機能を持つ高中木の植栽帯を配置しています。

駐車場

第1駐車場 142台収容ほか路線バス停留所  
(うち、車椅子対応4台)  
第2駐車場 30台収容(うち、車椅子対応3台)  
第3駐車場 23台収容(うち、車椅子対応1台)  
第4駐車場 43台収容(うち、車椅子対応1台)

イ ひらつかアリーナ

建物構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造り  
地下1階・地上2階・塔屋1階

延床面積 10,181.89 m<sup>2</sup>  
(1階 7,266.69 m<sup>2</sup>・2階 1,903.39 m<sup>2</sup>・地階 1,011.81 m<sup>2</sup>)

| 階 数   | 部 屋 名                           | 利 用 計 画                                                                                                           |
|-------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 F   | メインアリーナ<br>多目的ルーム<br>観客席<br>その他 | バレーボール4面・バスケットボール4面<br>バドミントン16面<br>ジャズダンス・リズム体操・幼児体操等<br>可動席(ロールバックチェア)348席<br>会議室・チャイルドルーム・事務室・和室<br>エントランスホール等 |
| 2 F   | 観客席<br>走路<br>その他                | 固定席 796席<br>車椅子席 8席<br>約300m<br>ホワイエ・屋外デッキ等                                                                       |
| B 1 F | 機械室                             | 空調機械室、雨水貯留槽(195 m <sup>3</sup> )                                                                                  |

ウ 馬入サッカー場管理棟

規模：鉄骨造2階(1階275 m<sup>2</sup>・2階74 m<sup>2</sup>)

内容：1階 ホール 38 m<sup>2</sup>

事務室・医務室・放送室 15 m<sup>2</sup>  
 ロッカー室（ミーティング室） 65 m<sup>2</sup> 25人×2  
 シャワー室 43 m<sup>2</sup> 7ブース×2  
 倉庫・給湯室・自販機置場 6 m<sup>2</sup>  
 2階 多目的室（1）・（2） 43 m<sup>2</sup> 20人程度  
 給湯室 5 m<sup>2</sup> トイレ  
 その他：物見塔 8 m<sup>2</sup> メンテナンス用倉庫  
 トイレ・多目的トイレ

エ シャワー棟

規模：鉄骨造1階 50 m<sup>2</sup>  
 内容：シャワーブース 10人×2  
 更衣棚 18人×2  
 下駄箱 1

オ 倉庫

規模：鉄骨造 15 m<sup>2</sup>

カ 多目的棟

規模：軽量鉄骨造2階建 207.36 m<sup>2</sup>

キ 人工芝グラウンド（堤内地）

フィールド寸法：117×80m（ピッチ105×68m）

9, 360 m<sup>2</sup>

芝：JFAロングパイル人工芝の製品検査（ラボテスト）

完了製品

ハイブリッドターフER-60（（株）住友ゴム工業製）

照明塔：8基（照度300ルクス）

ク 天然芝グラウンド（堤外地）

フィールド寸法：125×78m（ピッチ105×68m）×2面

19, 500 m<sup>2</sup>

芝：天然芝（ティフトン芝）

散水栓：103基

ケ その他の施設

サイクルポート

建物構造 鉄骨平屋（2棟）

床面積 176.90 m<sup>2</sup>

※ サッカー場管理棟1階南側ロッカー室、シャワー室と多目的棟1階北の多目的室を除く3／4室は、（株）湘南ベルマーレに行政財産の目的外使用として貸出していることから、指定管理者が行う管理業務範囲から除外する。

#### (4) 利用時間

##### ア ひらつかアリーナ

午前9時から午後9時までとする。

##### イ 馬入サッカー場

午前8時から午後9時までとする。

ただし、人工芝サッカーグラウンドは、午前9時から午後9時までとし、天然芝サッカーグラウンドは、午前8時から午後6時までとする。

なお、設備の補修、点検、天災その他やむを得ない事由があるときは、平塚市と協議の上、利用時間を変更することができる。

#### (5) 休館日

12月28日から1月4日までとする。ただし、災害や事故その他の事由によりやむを得ないと判断されるときは、平塚市と協議の上、休館日を変更することができる。

### 3 法令等の遵守

馬入ふれあい公園の管理運営にあたっては、本業務内容説明書のほか、地方自治法、都市公園法、平塚市都市公園条例及び同施行規則、平塚市情報公開条例、平塚市個人情報保護条例、その他関係法令を遵守すること。

## 4 施設の管理運営に関すること

#### (1) 職員の配置等

ア 統括責任者を常時1名配置すること。

イ ひらつかアリーナ及び馬入サッカー場の事務員、フロアスタッフ等は必要数配置すること。(統括責任者との兼務可)

ウ 職員の勤務形態は施設の運営に支障がないよう定めること。

エ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

オ 職員に対し必要な健康診断を行い、利用者及び職員の健康を害さないように努めること。

#### (2) 施設内の行為の制限の許可・使用料収納等に関する業務

ア 施設内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者の公園内行為許可申請の受付及び公園内行為許可(条例第3条)

(ア) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(イ) 業として写真又は映画を撮影すること。

(ウ) 興業を行うこと。

(エ) 競技会、展示会、展覧会、集会その他これらに類する催しのため、本施設の全部又は一部を独占して使用すること。

(オ) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

- イ ただし、アの規定にかかわらず施設内での行為が次のいずれかに該当すると認められるときは、その行為を許可してはならない。
    - (ア) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
    - (イ) 公園施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
    - (ウ) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
    - (エ) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
    - (オ) その他管理上支障があると認められるとき。
  - ウ 使用料の収納（条例第14条）  
指定管理者は、使用許可の際にこれを収納しなければならない。
  - エ 使用料の減免・還付（条例第15条、16条）  
指定管理者は、平塚市が定める運用基準により使用料を減額し、又は免除することができる。また、全部又は一部を還付することができる。
  - オ 使用料の納入手続き  
指定管理者は、収納した使用料を平塚市へ関係書類と併せて納入すること。
  - カ 使用料の還付手続き（条例第16条）  
公園内行為許可後、指定期間内の取消しによる使用料の還付手続きは、行為申込者からの申し出による行為取消届を受理し平塚市総合公園課へ関係書類を提出すること。
- (3) 施設使用のための団体登録、使用許可、使用料収納等利用受付に関する業務
- ア 平塚市公共施設予約システムによる各スポーツ施設の団体登録申請、使用許可申請の受付及び使用許可（条例第6条）  
ただし、有料公園施設を使用する者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可してはならない。
    - (ア) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
    - (イ) 公園施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
    - (ウ) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
    - (エ) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
    - (オ) その他管理上支障があると認められるとき。
  - イ 使用料の収納（条例第14条）

指定管理者は、使用許可の際にこれを収納しなければならない。

ウ 使用料の減免・還付（条例第15条、16条）

指定管理者は、平塚市が定める運用基準により使用料を減額し、又は免除することができる。また、全部又は一部を還付することができる。

エ 使用料の納入手続き

指定管理者は、収納した使用料を平塚市へ納付書と併せて納入すること。

オ 使用料の還付手続き（条例第16条）

指定管理者は使用料の還付手続きを、使用申込者からの申し出による有料公園施設使用取消届の受理後、公共施設予約システムの端末機で取消し処理を行い、取消届を平塚市へ提出すること。

（4）施設の利用指導等に関する業務

ア 体育器具等備品類（附属設備）の貸出しについては、事前に利用者と打合せを行い、使用に対する注意事項の説明、必要数量等の確認をしておくこと。

イ 利用者の誘導、整理、安全確保や附属設備の日常点検、施設利用後の施設、附属設備等についての利用状況を確認すること。利用後に異常が発見されたときは、早急に使用者から利用状況を聴取し適切に対応すること。

（5）緊急時の対応

ア 利用者の急な病気、怪我等に対応できるようマニュアルを作成するとともに、万一、傷病者等が発生した場合は、救急措置を行い、関係機関へ連絡し的確な対応を行うこと。またその原因、状況等を平塚市に報告すること。

イ 防火管理者（総括責任者との兼務可）を配置し、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保及び必要な通報等についてマニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。また、警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに平塚市にその旨を連絡すること。

ウ 災害等緊急時に備え、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。

（6）苦情・要望等の対応について

平塚市と協議をして回答等対応をすること。

（7）施設のPR等

ア ホームページを開設すること。

イ 各種イベント情報を広く周知すること。

（8）施設の管理運営全般に関すること

ア 各業務を円滑に進めるため、各業務の責任者（現場代理人）を定める



こと。

- イ 各業務の実施にともなう業務記録を作成し、現場に保管するとともに必要に応じて平塚市に提出すること。
- ウ 施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、平塚市の分別ルールに従って適切に分別を行い、可能な限り資源化していくなど平塚市の方針に準じた管理運営を行い、環境に配慮すること。

## 5 施設の維持管理に関すること

施設の適切な運営のため、設備等に関する保守管理等を行うこと。なお、利用者への安全確保に留意するとともに、関係法令を遵守し、利用者が快適な環境のもとで利用できるよう、施設の保守・管理及び利用環境の整備を行うこと。

各設備の点検・整備にあたっては、日常の各機器の運転状況を反映させて、機器の機能、維持、コストの低減に努め、突発・異常発生時の迅速な対応のため、専門技術職員による緊急対応体制を確立すること。

### (1) 基本的事項

- ア 関係法令を遵守すること。
- イ 予防保全を基本とする。
- ウ 施設が有する機能及び性能を保つこと。
- エ 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- オ 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保つこと。
- カ 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。
- キ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めることとともに、省資源、省エネルギーに努めること。

### (2) 業務の内容

#### ア 建築物保守管理業務

- (ア) 馬入ふれあい公園の適正な運営のため、建築物各部位の点検、保守管理業務を行うこと。
- (イ) 対象範囲は、施設の屋根、外壁、建具（内部・外部）、天井、内壁、床、階段、附属物等各部位とする。
- (ウ) 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査、診断、判定を行い、迅速に修繕等を行い、適正な性能及び機能が発揮できる状態に保つこと。
- (エ) 経年劣化等で大規模な修繕が必要な箇所について随時報告すること。
- (オ) 結露やカビの発生を防止すること。
- (カ) 扉、サッシ等が正常に開閉する状態を保つこと。

- (キ)建築物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合の被害拡大防止に備えること。

#### イ 建築設備保守管理業務

- (ア)施設にある電気設備、ガス設備、機械設備、空気調整設備、給排水衛生設備、浄化槽設備、監視制御設備、輸送設備、防災設備等について運転・監視・点検、保守等を実施すること。

- (イ)対象範囲は、馬入ふれあい公園内の建築物の各種設備とする。

##### (ウ)運転・監視

- a 各施設や部屋の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮し、適正な操作によって効率よく運転、監視すること。
- b 運転時期の調整が必要な設備に関しては、平塚市と協議し、運転期間、時間等を決定すること。
- c 各設備の使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は除去若しくは適切な対応をとること。

##### (エ)法定点検

- a 各設備の関係法令の定めにより、点検を実施すること。
- b 点検等により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、補修、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

##### (オ)定期点検

- a 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう定期的に点検を行うこと。
- b 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、補修、交換、分解整備、調整等）により迅速に対応すること。

##### (カ)劣化等への対応

- 劣化等について調査、判定を行い適切な方法（保守、補修、交換、分解整備、調整等）により迅速に対応すること。

#### ウ 備品等保守管理業務

- (ア)馬入ふれあい公園内施設に設置されている備品について、点検、保守等を実施すること。

- (イ)施設運営に支障をきたさないように、備品を適宜整備し管理を行うとともに、不具合の生じた備品については、随時、修繕、更新等を行うこと。なお、廃棄処分するときは、平塚市の許可を得ること。

- (ウ)平塚市の所有に属する備品については、平塚市財務規則に基づいて管理を行うこと。

- (エ) 平塚市が所有する備品を故意又は過失によりき損滅失したときは、平塚市との協議により、必要に応じてこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達すること。
- (オ) 指定管理者が指定管理料により備品等を購入した場合は、指定管理料により購入した備品であることを、また指定管理者が所有する備品又はリース等により機器を持ち込む場合は、指定管理者が持ち込んだ備品等であることを、管理簿を作成するなどして明らかにすること。
- (カ) 指定管理期間が終了したときは、指定管理料により購入した備品については平塚市に無償で譲渡し、また指定管理者が自己の費用にて調達した備品等は自己の負担において直ちに撤去するものとする。

#### エ 清掃業務

- (ア) 施設及び敷地内の清掃業務を実施すること。

##### a 清掃業務全般

- (a) 業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓し人体に有害な薬品などは関係法令に準拠し厳重に管理すること。
- (b) 作業においては、電気、水道の計画的な節約に努めること。
- (c) 業務終了後は、各室の施錠、消灯及び火気の始末を確認すること。
- (d) 全ての清掃作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい衣服を着用すること。

##### b 施設清掃業務

- (a) 建物内外の仕上げ面及び建具、備品等を適切な頻度、方法で清掃する。
- (b) 仕上げ面の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃を適切に組み合わせた作業計画を立案、実施し施設の美観と衛生を保つこと。
- (c) 日常清掃を毎日実施すること。  
掃き掃除、拭き掃除、吸殻及びごみ等の処理、衛生消耗品の補充、衛生陶器、洗面所の清掃、汚物処理、シャワー室清掃等とする。
- (d) 定期清掃を実施すること。  
床洗浄、床ワックス塗布、壁の清掃、金具磨き、ガラスの清掃、シャワー室薬剤洗浄等とする。

#### オ 植栽等維持管理業務

指定管理区域の美観を保つため、樹木の剪定・草刈等計画的に実施し、適切にゴミの処理を行うこと。

- (ア) 植栽の種類、形状、育成状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。
- (イ) 使用薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。

(ウ) 施肥、灌水、病虫害の防除等を行い、植栽を常に良好な状態に保つこと。

#### カ 警備業務

(ア) 馬入ふれあい公園の秩序及び規律の維持、盗難、破壊等の犯罪の防止、火災等の災害の防止、財産の保全及び利用者の安全を目的とする警備業務を実施すること。

(イ) ひらつかアリーナ、馬入サッカー場管理棟及び多目的棟の夜間・休館日の機械警備を行うこと。また、夜間においては、馬入ふれあい公園内を警備員による巡回警備を行うこと。

(ウ) 施設の用途、規模、開館時間、利用状況等を勘案して適切な警備計画を立てて、犯罪、災害等の未然防止に努めること。

(エ) 警備業法、消防法、労働安全衛生法等関連法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。

#### キ 駐車場の管理に関すること

(ア) 駐車場は効率的に駐車できるように管理すること。また、大会、イベント開催時は混雑が予測されることから、近隣施設の駐車場の確保や主催者に公共交通機関の利用を促すこと。

(イ) 馬入ふれあい公園駐車場の有料化を実施した場合、駐車場の管理について平塚市と協議を行い実施すること。

#### ク 光熱水費に関すること

(ア) 光熱水費については省エネルギーに努めること。

(イ) 施設の電力調達については、平塚市の基本方針に配慮し、複数業者から見積書を取得し、価格など有利な条件で電力調達を行うよう努めること。

#### ケ 人工芝、天然芝サッカーグラウンドの維持管理に関すること

(ア) 人工芝、天然芝グラウンドを良好な状態で維持するための管理及び整備を行うこと。また、附帯設備である夜間照明設備、スプリンクラー設備の管理も合わせて行うこと。

(イ) 人工芝グラウンドのJFA公認更新に伴う業務を行うこと。

(ウ) 天然芝グラウンドは株式会社湘南ベルマーレの練習場でもあることから、プロサッカーチームが使用するための要求水準に応えること。

#### コ その他維持管理業務

河川における許可工作物、平面占用については、河川法その他関係法令及び許可条件等を遵守し、平塚市に代わって適切に管理すること。特に相模川増水時における天然芝サッカーグラウンド工作物の撤去、復旧作業は平塚市と十分に協議し、平塚市の指示に従うこと。

## 6 施設の利用調整に関すること

- (1) ひらつかアリーナ及び馬入サッカー場の利用調整にあたっては、平塚市が定める運用基準により行い、その事務処理等を行うこと。
- (2) 馬入サッカー場において、サッカーを中心とした地域スポーツの普及、振興を図る為、地域密着の総合型スポーツクラブである特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブによる事業等の日程を考慮した上で利用調整を行うこと。
- (3) 天然芝グラウンドの利用調整にあたっては、株式会社湘南ベルマーレと平塚市との活動計画に基づき、使用について配慮すること。

## 7 事業の実施に関すること

- (1) 馬入サッカー場で、サッカーを中心としたスポーツ振興事業を図る目的で、特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブによる教室等を実施すること。実施にあたっては計画時に平塚市と協議をすること。
- (2) 馬入ふれあい公園内の施設を多目的に活用した事業を実施すること。なお、実施にあたっては計画時に平塚市と協議をすること。
- (3) 事業の実施に係る経費は、平塚市から指定管理料内で対応するものとする。

## 8 経費等について

- (1) 管理運営経費の人件費や事務費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費等）、建物管理費、清掃費、設備機器管理費、施設修繕費、植栽・剪定費等、芝維持管理費、その他施設の管理運営に必要となる経費は、指定管理者の負担とし、平塚市から指定管理料として、毎年度予算の範囲内で締結した年度協定に従い、支払うものとする。
- (2) 修繕費等に要する経費
  - ア 修繕費  
小破修繕で年間300万円以下の修繕は、指定管理者の負担とする。  
なお、小破修繕とは修繕費がおおむね一件50万円以下とし、一件50万円を超える修繕の実施は事前に平塚市と協議すること。
  - イ 工事費等  
建物等に係る大規模な改修、修繕及び災害時等の復旧に係る費用については、平塚市の負担とする。
- (3) 管理運営を行う上で必要な物品の修繕は、指定管理者の負担とする。

## 9 書類の作成及び提出

(1) 事業計画書

次に掲げる内容を含む事業計画書を当該事業年度開始の30日前までに提出すること。

(ア) 管理計画

(イ) 運営計画

(ウ) 事業計画

(エ) 収支計画

(2) 事業報告書

次に掲げる内容を含む事業報告書を当該事業年度終了後30日以内に提出すること。月報については業務を行った月の翌月の10日までに月例事業報告書を提出すること。

(ア) 管理業務の実施状況

(イ) 運営業務の実施状況

(ウ) 施設の利用状況

(エ) 事業の実施状況

(オ) 使用料収入の実績及び管理経費等の収支状況等

(カ) 施設の利用制限等の状況

(キ) 施設の事故、故障、警報等の状況

(ク) 利用者からの苦情、要望等の状況

(ケ) 指定管理費用の収支状況

**10 管理運営状況のモニタリング**

施設の管理運営状況の把握等のため、「指定管理者制度導入施設のモニタリング指針」に基づき、モニタリングを実施する。

(1) 平塚市が定めた評価項目について年2回、自己評価（第一次評価）を行い、平塚市へ提出すること。

(2) 指定管理者は利用者の意見や要望を把握するため、自らの責任と費用により、定期的（最低年1回）な利用者アンケート等を実施すること。  
また、その結果を基に自己評価を行い、今後の管理に反映させるとともに、平塚市へ報告すること。

**11 管理運営状況について実地調査等**

(1) 平塚市は、馬入ふれあい公園の管理運営について、管理の適正を期するため地方自治法第244条の2第10項に基づき、指定管理者に対して随時に当該管理の業務又は経理の状況に関しての報告を求め、実地について調査を実施することができる。

(2) (1)の結果、管理運営について適正でないと認められる点については、

平塚市は必要な指示を行うことができる。

- (3) 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査においては、施設管理課と一緒に対応を図る。

## 12 情報公開・個人情報の保護に関すること

### (1) 情報の公開

平塚市情報公開条例に基づき、管理運営に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

### (2) 個人情報の保護

馬入ふれあい公園の管理運営を通じて取得した情報は、個人情報の保護に関する法律に従い適切に取り扱い、正当な理由なく他に漏らしたり、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 13 その他の事項

- ア 利用者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生じる損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、適切な保険に加入すること。
- イ 指定管理者になったことにより、法人に対する市民税、県民税が課税された場合及び指定管理者が新たに設置した償却資産に対して固定資産税が課税された場合は、指定管理者が納税義務者となります。
- ウ 事故防止、安全管理には、特段の注意義務をもって当たること。なお、障がい者の利用に際して配慮を行うこと。
- エ ひらつかアリーナは、平塚市地域防災計画により、非常災害時の緊急施設として「遺体の収容、安置、遺族等関係施設」に位置づけられている。したがって、地震等の災害時は、平塚市の指示に従い、管理運営を行うこと。
- オ ひらつかアリーナは、各種選挙が行われる場合、各種行事や施設の利用に優先し、開票所となるので、平塚市の指示に従い、管理運営を行うこと。
- カ 平塚市環境マネジメントシステム「ひらつかエコモード」の取り組みに協力し、環境に配慮した施設の管理を行うこと。また、「平塚市地球温暖化対策実行計画」に基づき、電気の使用量や燃料の使用量等の必要な報告を行うこと。
- キ 指定管理者はその管理運営業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、個別の具体的業務を第三者に委託することはできる。その場合、平塚市と事前に協議すること。

## 14 当初想定されていない問題点が発生した場合の対応について

指定期間内における当初想定されていない問題点が発生した場合の対応については、平塚市と指定管理者との協議の上、締結する基本協定において規定するものとする。

#### **15 指定管理者の管理開始に係る準備**

指定管理者は令和8年4月1日からの業務が円滑に遂行できるよう、次に掲げる項目を行うこと。なお、指定期間が始まるまでに要する準備経費については、指定管理者の負担とする。

- (1) 協定項目についての平塚市との協議
- (2) 配置する人員の確保、人員研修
- (3) 業務等に関する各種規定の作成、協議
- (4) 現行の管理団体からの業務の引継ぎ
- (5) その他指定管理業務に必要な準備

#### **16 協議**

指定管理者は、この業務内容説明書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、平塚市と協議し決定するものとする。